

警察公論第 80 巻第 2 号付録「ガツン系法学 SA2025」お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

P33 「12 刑法理論」枝文(4) 解説と解答	
誤	(4)× 「殺人罪と死体遺棄罪は牽連犯となる」は誤り。枝文の前段の牽連犯についての説明は正しいが、後段の牽連犯の例は誤り。判例は、恐喝の手段として監禁が行われた場合であっても、両罪が犯罪の通常の状態として手段又は結果の関係にあるものとは認められないとして、両罪は併合罪に当たるとしている（最判平 17.4.14）。
正	(4)× 「 監禁罪 と 恐喝罪 は牽連犯となる」は誤り。枝文の前段の牽連犯についての説明は正しいが、後段の牽連犯の例は誤り。判例は、恐喝の手段として監禁が行われた場合であっても、両罪が犯罪の通常の状態として手段又は結果の関係にあるものとは認められないとして、両罪は併合罪に当たるとしている（最判平 17.4.14）。

以上